

平成19年8月30日

(照会先)  
社会保険庁運営部医療保険課  
課長補佐 高橋(内線 3593)  
健康保険管理係長 今井(内線 3597)  
電話(代表) 03-5253-1111  
(直通) 03-3595-2797

## 政府管掌健康保険及び船員保険の新潟県中越沖地震 における一部負担金等の減免措置について

### 1 概要

政府管掌健康保険及び船員保険(以下「政管健保等」という。)において、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震により住宅に著しい被害を受けた被保険者又はその被扶養者(以下「加入者」という。)について、一部負担金等の減免措置を行う。

### 2 措置の内容

#### (1) 対象地域

新潟県柏崎市、長岡市、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村

#### (2) 対象者

(1)の地域に住所を有する政管健保等の加入者であって、居住していた住宅が、全壊、大規模半壊又は半壊となったもの。なお、全壊、大規模半壊又は半壊の取扱いは、各市町村が交付する罹災証明書により判定する。

#### (3) 対象期間

平成19年7月16日から平成19年12月31日まで

#### (4) 減免措置内容

減免措置については、(3)の期間における健康保険法第74条第1項又は船員保険法第28条ノ3の規定による一部負担金及び健康保険法第110条第1項又は船員保険法第31条ノ2第1項の規定に基づき被扶養者が自ら負担する費用(以下「一部負担金等」という。)について、次の区分による。

- ① 住宅の被害が全壊の場合 免除
- ② 住宅の被害が大規模半壊又は半壊の場合 1/2の減額

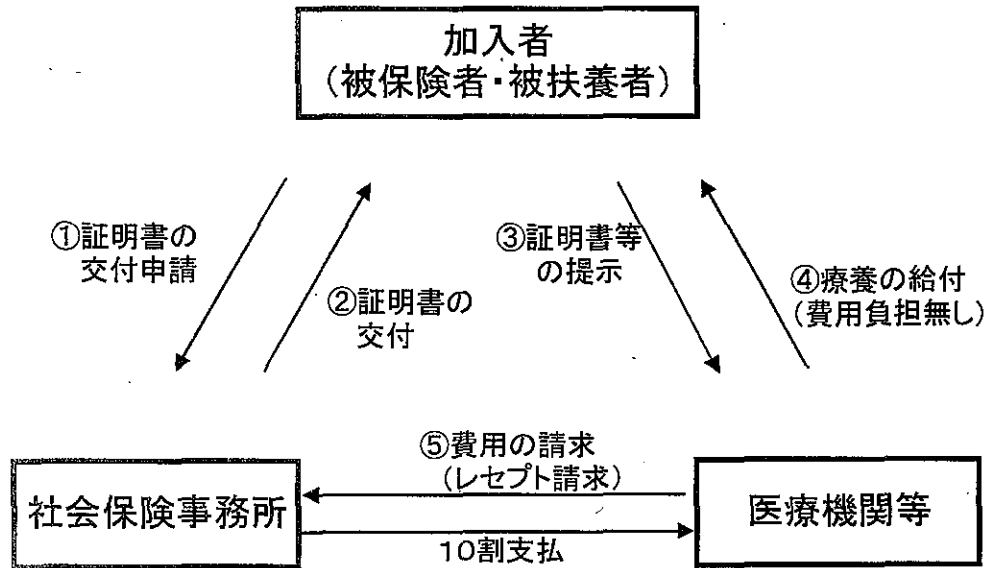
#### (5) 減免措置の申請方法

加入者からの罹災証明書等を添付した申請により、一部負担金等減免・免除証明書(以下「証明書」という。)を社会保険事務所から交付する。加入者等は、医療機関等に被保険者証及び証明書を提示することにより、一部負担金等の支払を免除又は1/2減額される。ただし、証明書の交付前に支払った一部負担金については、被保険者から還付請求書の提出を受けて、社会保険事務所から還付する(この場合、平成19年9月30日までに支払った費用に限ることとしているが、被災の状況等に応じて延長されることもあり得る。)

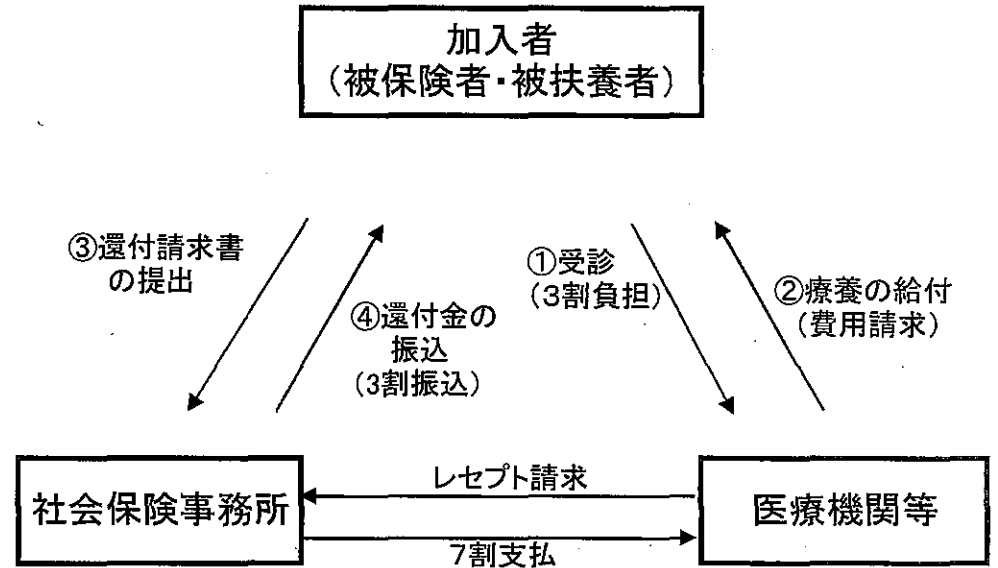
# 政管健保等の一部負担金等の減免措置について

## 現物給付による流れ

【免除の例】



## 還付請求による流れ



※加入者は、証明書及び還付請求書の社会保険事務所への申請時には、市町村長が交付する罹災証明書を合わせて提出する。